北九州市感染症公表要領

1 基本的な考え方

本公表要領は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」という。）第 16 条第 1 項に基づく、感染症の発生状況等の情報の公表に関して、以下のとおり定め、感染症から市民の生命と健康を守るとともに、市民の「安全・安心」の確保に努めるもの。

> 「感染症法」
> 第 16 条　厚生労働大臣及び都道府県知事は、第 12 条から前条までの規定により収集した感染症に関する情報について分析を行い、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報並びに当該感染症の予防及び治療に必要な情報を新聞、放送、インターネットその他適切な方法により積極的に公表しなければならない。

(1)目的

感染症の発生状況、動向及び原因に関する情報、当該感染症の予防及び治療に必要な情報を公表することにより、市民に対して、感染症に関する正しい知識の普及を行い、感染症の予防を図る。

また、感染症患者の発生時に、保健所による疫学調査等により収集した情報を速やかに、かつ積極的に報道機関に公表することにより、市民や医療関係者等に対して、注意を喚起するとともに、患者の早期探知や感染症の拡大防止を図る。

(2)個人情報の取り扱い

感染症に係る注意喚起を行い、感染症のまん延防止を図ることを目的とする場合、調査等により収集した個人情報を利用するが、感染症法第 16 条第4項の規定に基づき、個人情報の保護に留意する。

個人情報の公表にあたっては、患者等が差別や偏見の対象とならないよう、人権の尊重、個人情報の保護に留意するとともに、状況によっては個人が特定される場合があることを考慮し、個々の事案に応じて一定の配慮を行うこととする。

> 「感染症法」
> 第 16 条
> 4　第一項の規定による情報の公表又は前項の規定による情報の提供を行うに当たっては、個人情報の保護に留意しなければならない。

(3)施設における集団発生時の取り扱い

施設において集団発生が生じた場合、施設内での感染拡大の防止や施設利用者の安全確保のため、すみやかに保健所への報告を行い、適切な対策を実施するよう、保健所が施設に働きかけることが大切である。

一方、施設における集団発生については、外部からの病原体の持ちこみ等があるため、感染経路や感染原因を特定できないことも多い。このため、公表にあたっては、原則、施設名を公表しないなど、一定の配慮を行うことにより、積極的な報告を促し、より速やかな感染拡大防止の結びつけるものとする。

(4)報道関係者との情報共有

感染症については、近年、世界的な交通網の発達による人や物の移動の広域・高速化、さらに温暖化による気候の変化等、その発生状況が多様化、複雑化している。このため、感染症の発生情報について、市民や医療関係者等に的確に情報提供することにより、感染症の予防及びまん延防止を図ることは非常に重要である。

そのため、報道関係者の理解及び協力が得られるよう、「北九州市感染症公表要領」を公表するとともに、日頃から情報共有や意思疎通ができるよう努める。

(5)その他

感染症は完全にコントロールすることが不可能であること、誰もが感染する可能性があることから、市民一人ひとりが感染症について正しく理解し、日頃から感染予防策を実践することができるよう、より効果的な周知啓発に取り組む。

また、多くの人が集まる施設等においては、一旦、感染症が発生すると一気に拡大する可能性が高いことから、施設従事者や学校関係者は、日頃から感染症に関する情報を積極的に収集するとともに、研修等で正しい知識を身につけ、一方では患者等に対する無用な差別・偏見が起こらないよう努める。

2 公表の時期・方法

公表事項	内容	時期	方法
感染症発生動向調査事業※1に係る情報	発生状況、動向 特筆すべき感染症に関する情報 等	原則、毎週 (後天性免疫不全症候群は、年2回)	北九州市ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ 記者室への資料提供
	定点把握感染症で警報、注意報レベルを超えた場合(初回のみ)※2	随時	北九州市ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ 記者室への資料提供
患者等事例の情報	公表基準、公表内容のとおり	患者等の疫学調査を実施後	記者室への資料提供 (北九州市ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ)

※1 感染症発生動向調査事業:感染症法に基づく施策として、感染症の発生情報を正確に把握、分析するとともに、その結果を情報提供することにより、感染症の発生およびまん延を防止することを目的とする事業。

※2 ただし、福岡県が公表を既に行っている、または同一週に公表する場合は除く。

なお、感染症患者等事例の情報については、原則、疫学調査において発生状況や再発防止の状況など一定の情報が整理された段階で公表する。

ただし、保健所長が当該感染症の感染力や重篤性等を踏まえ緊急に公表する必要があると判断した場合や、急速な感染の拡大が懸念される場合は、事案の概要が判明した段階で速やかに公表し、その後新しい情報が入り次第、適宜行うこととする。

【参考】警報・注意報レベルの基準値

・警報、注意報の発令は、感染症発生動向調査における定点把握感染症のうち、公衆衛生上その流行現象の早期把握が必要な疾病について、一定の科学的根拠に基づいて迅速に注意喚起することを目的としたもの。

・「警報」とは、大きな流行が発生または継続しつつあることが疑われること。警報の開始基準値以上で発令し、終息基準値を下回った場合に解除となる。

・「注意報」とは、流行の発生前であれば、今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性が高いこと、または、流行の発生後であれば流行が継続していることが疑われること。注意報の基準値以上で発令する。

対象疾患	警報レベル		注意報レベル
	開始基準値	終息基準値	基準値
インフルエンザ	30	10	10
咽頭結膜熱	3	1	－
A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎	8	4	－
感染性胃腸炎	20	12	－
水痘	2	1	1
手足口病	5	2	－
伝染性紅斑	2	1	－
百日咳	1	0.1	－
ヘルパンギーナ	6	2	－
流行性耳下腺炎	6	2	3
急性出血性結膜炎	1	0.1	－
流行性角結膜炎	8	4	－

※基準値はすべて 1 週間の定点医療機関あたりの患者報告数。「－」は、注意報の発令の対象外という意味。

※「警報レベル」「注意報レベル」の基準値は、国立感染症研究所感染症疫学センターが過去の感染症発生動向調査データをもとに定めたもの。

3　公表基準

(1)1類感染症

エボラ出血熱　クリミア・コンゴ出血熱　痘そう　南米出血熱　ペスト
マールブルグ病　ラッサ熱

すべての事例(無症状病原体保有者を含む)について公表(公表内容については国及び県と協議の上、決定する。)

(2)2類感染症

急性灰白髄炎　ジフテリア　重症急性呼吸器症候群(SARS)
中東呼吸器症候群(MERS)　鳥インフルエンザ(H5N1)
鳥インフルエンザ(H7N9)

すべての事例(無症状病原体保有者を含む)について公表(公表内容については国及び県と協議の上、決定する。)

結核

施設、事業所、家族等において、集団感染があった場合は公表

(3)3類感染症

コレラ　細菌性赤痢　腸チフス　パラチフス
腸管出血性大腸菌感染症(O157等)

すべての事例(無症状病原体保有者を含む)について公表

(4)4類感染症:1～3類感染症以外で主に動物等を介して感染

E型肝炎　ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む)　A型肝炎
エキノコックス症　エムポックス　黄熱　オウム病　オムスク出血熱
回帰熱　キャサヌル森林病　Q熱　狂犬病　コクシジオイデス症
ジカウイルス感染症　重症熱性血小板減少症候群(SFTS ウイルスに限る)
腎症候性出血熱　西部ウマ脳炎　ダニ媒介脳炎　炭疽　チクングニア熱
つつが虫病　デング熱　東部ウマ脳炎
鳥インフルエンザ(H5N1 及び H7N9 を除く)　ニパウイルス感染症
日本紅斑熱　日本脳炎　ハンタウイルス肺症候群　Bウイルス病　鼻疽
ブルセラ症　ベネズエラウマ脳炎　ヘンドラウイルス感染症
発しんチフス　ボツリヌス症　マラリア　野兎病　ライム病
リッサウイルス感染症　リフトバレー熱　類鼻疽　レジオネラ症
レプトスピラ症　ロッキー山紅斑熱

すべての事例(無症状病原体保有者を含む)について公表<u>を原則とするが、国内未発生の感染症など注意を要する場合は、国及び県と協議の上、公表時期や内容を決定する。</u>

（5）5類感染症（全数把握感染症） ※別表参照

個別の公表は行わないが、市民への注意喚起が必要な場合については公表

①感染力が非常に強い、あるいは社会的影響が大きい感染症が発生した場合は全例公表

※ただし、急速に感染が拡大し、患者が急増した場合は、全例公表は中止し、発生状況・動向の公表とする。

②近年、市内において患者の発生がない、あるいは稀である感染症が発生した 場合は、全例公表

③例年と比較して、特に発生増加が顕著な場合は「注意喚起情報」として公表

（6）5類感染症（インフルエンザを除く定点把握感染症） ※別表参照

個別の公表は行わない。

ただし、集団発生事例において、感染が急速に拡大する恐れがある場合、死亡事例が発生している場合等で、公衆衛生上市民への注意喚起が必要な場合は公表する。

インフルエンザ

例年、流行する疾患であり、感染力が高く、特に小児や高齢者で重篤化しやすいことから、直近の流行状況について周知し、市民に注意喚起するため、市内の小学校、中学校、高等学校等がインフルエンザ様疾患により学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖（休校・休園）した場合、その都度公表

（7）新感染症、指定感染症

1類感染症に準ずる

（8）その他

保健所長が、公表することで感染の拡大防止が期待される等公衆衛生上必要と判断した場合は公表

例）感染原因が明確でないが、広範な地域で急速に感染者が増えている場合

感染が拡大傾向にあるが、発生状況が特異で原因究明、措置等が困難である場合

（9）上記感染症の発生情報に関する続報

以下の基準に適合する場合は、新たに入手した情報について続報を公表する。

①保健所による疫学調査等の結果、患者家族以外に感染者が確認される等集団感染の可能性が疑われる場合は、その概要を公表する。

②第1報において感染原因について調査中の事例で、感染源等が判明した場合

③その他、感染症の予防及びまん延防止のために有用な情報を入手した場合

【参考】集団発生の定義

疾患	定義	
結核	同一感染源が、2家族以上にまたがり、20 人以上に感染させた場合（発病者 1 人を 6 人の感染者に相当するものとして感染者数を計算）	
その他の感染症	同一感染経路によることが明らかな場合	同一地域又は同一施設内において 1 週間以内に2人以上発生
	同一感染経路や感染原因によることが明らかでない場合	同一地域又は同一施設内において 1 週間以内に 10 人以上発生

4　公表内容

(1)個別事例

項目	範囲
①タイトル	（感染症名）の発生について
②届出までの経緯	発症年月日、初診年月日、保健所への届出年月日 ＊入院がある場合は入院年月日
③患者情報	
・居住地	市内の場合は行政区名 （市外の場合は郡・市名）
・年齢	実年齢 （保育園児、幼稚園児、小学生、中学生、高校生、大学生の場合は併記）
・性別	公表
・職業、属性	複数の患者が発生し、感染経路が同一である可能性がある場合は公表
④経過	主症状、感染判明までの経過
⑤現在の状況	病状（重症である、快方に向かっている、入院治療中等）
⑥感染原因	感染源等の調査に関する情報等
⑦行政対応	指導内容、接触者調査（行政検査）の概要等
⑧近年の発生状況	年次別の患者報告数（必要に応じて月ごとの患者報告数）
⑨その他	感染症の注意喚起、患者の早期探知に必要な情報 例）渡航先、行動歴等
（別添）	当該感染症に関する情報（感染経路、症状、治療、予防策等）

＊ただし、公表内容によって個人が特定される可能性があるときは、公表する範囲を限定する場合がある。

（2）施設等の集団発生事例

項目	範囲
①タイトル	（感染症名）の集団発生について
②確認年月日	集団発生が確認された年月日
③施設情報	原則、施設名は公表しない ＊ただし、保健所長が施設名を公表しないと感染の拡大を防止できないと判断した場合は公表する
・所在地	施設設置行政区（市外の場合は郡・市名）
・種別	高齢者施設、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学 上記以外の施設については、特定されない範囲内で区分を公表
・規模（定員数）	施設業態に応じて 50 人又は 100 人区分で記載（50 人未満、50 人以上～100 人未満、100 人以上～150 人未満等） ＊ただし、その他の公表内容によって特定される可能性がある場合は、所管課と協議のうえ、公表する範囲を決定する。
④患者情報	初発年月日以降の新規感染者数 利用者・職員別、男女別、年代別の患者数、実年齢の範囲 ＊ただし、その他の公表内容によって特定される可能性がある場合は、所管課と協議のうえ、公表する範囲を決定する。
⑤現在の状況	現在の有症状者数（うち入院患者数）、症状等
⑥感染原因	感染源等の調査に関する情報等
⑦行政対応	指導内容、接触者調査（行政検査）の概要等
⑧近年の発生状況	年次別の患者報告数（必要に応じて月ごとの患者報告数）
⑨その他	感染症の注意喚起、患者の早期探知に必要な情報
（別添）	当該感染症に関する情報（感染経路、症状、治療、予防策等）

（3）インフルエンザによる集団発生事例（学級・学年・学校閉鎖）

項目	範囲
①タイトル	インフルエンザ施設別発生状況
②確認年月日	学級閉鎖等が確認された年月日
③施設情報	学校名、学校種別、行政区、在籍者数 欠席者数、患者数
④発生状況	閉鎖種別、学年・学級
⑤閉鎖期間	始期、終期
⑥施設数の集計	前週分及び累計施設数、学校種別及び閉鎖種別ごと
⑦人数の集計	在籍者数、患者数、欠席者数の前週分及び累計人数、学校種別ごと
⑧その他	感染症の予防、まん延防止のために必要な情報

（4）保健所長が、公表することで感染の拡大防止が期待される等公衆衛生上必要と判断し、注意喚起のために公表する場合

項目	範囲
①タイトル	（感染症）の注意喚起について
②注意喚起の理由	感染原因が明確でないが、広範な地域で急速に感染者が増えているため　等
③感染症の概要	感染経路、潜伏期、症状、治療法等
④留意点	感染予防、拡大防止のための対策のポイント等
⑤発生状況	直近の発生状況、年次別の患者報告数

※いずれも未確定な情報については「調査中」と記載する

5　その他

施設内で感染が拡大しているにもかかわらず適切な対策を実施せずに死亡事例が発生した場合や感染がさらに拡大した場合等、保健福祉局長が市民に公表する必要があると判断する場合については、この要領の定めのない情報についても公表する。

また、保健福祉局長が次に該当すると判断する場合は、公表基準に該当する事例の全部あるいは一部の内容を公表しない。

①公表することで、患者のプライバシー保護に重大な支障を生じる恐れがある場合

②保健所による調査に明らかに支障がある場合

この要領に関わらず、国が感染症の公表に関して別に定める場合はそれに準じる。

なお、感染症が発生した施設において、当該施設長の判断により個別に公表する場合は、この要領の限りではない。

付則

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

この要領は、令和5年5月8日から適用する。

この要領は、令和5年5月26日から適用する。

この要領は、令和6年4月1日から適用する。